

関係人口創出事業「度会県プロジェクト」業務仕様書

1 委託業務名

関係人口創出事業「度会県プロジェクト」オンラインサロン運営業務

2 事業の目的

三重県南部地域では過疎高齢化が進み、地域づくり活動の担い手が不足する等、持続可能な地域社会の形成が課題となっている。そのような課題に対応するため、三重県では移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人びとと多様に関わる人を指す「関係人口」に着目し、取組を進めている。

平成 30 年度、明治時代に実在した「度会県(わたらいけん)」をバーチャル上に復活させ、関係人口である度会県民の募集を開始。実際の地域づくり活動にも参加してもらうなど、持続可能な地域社会の形成に向けてプロジェクトを進めている。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、人と人とのつながりを感じる機会が減少していることから、度会県の仕組みを活用し、度会県民がオンラインで交流できる場を提供することで、南部地域への関心と愛着を高め、度会県民と南部地域との継続的なつながりづくりを促進する。

3 委託業務の内容

以下の点に注意しつつ、度会県民がオンラインで交流する場(以下「オンラインサロン」という。)を月 1 回以上の頻度で計 8 回以上実施すること。

(1) 度会県民と地域との親睦を目的とした気軽に参加できるオンラインサロンから、ワークショップを開催して地域づくり活動の計画を立てることを目的とするオンラインサロンまで、以下、 に留意し幅広いテーマで実施すること。

テーマの選定については三重県と協議しつつ積極的な提案を行うこと。

テーマ毎の開催回数について、気軽に参加できるものであれば 1 回完結、ワークショップ形式など長期的に取り組むべきものであれば複数回の開催など、テーマの性格に応じて柔軟に設定すること。

(2) テーマに応じて地域の代表となるキーパーソンを各回に一人は起用すること。キーパーソンを選定については三重県と協議しつつ積極的な提案を行うこと。必要に応じてキーパーソンの出演当日には機材の貸与や技術的なサポート等を行うこと。

(3) 既存の度会県民以外にもウェブ広告等で広く参加者を募集し、オンラインサロンをきっかけに新たな県民の獲得を図ること。

(4) オンラインサロンの最大参加人数は、ウェブ会議システムで滞りなく会話ができる適正な規模とすること。

参加希望者多数の場合は抽選などを行い調整すること。

10 名を超える場合は運営側でファシリテーター役を用意する、30 名を超える

場合はグループ分けをするなど、人数に応じた適切な運営方法を提案すること。

(5) オンラインサロン終了後のアンケート、次回オンラインサロンの案内など参加者へのアフターフォローも行うこと。

(6) オンラインサロン実施のために使用するウェブ会議システムは、ゲスト参加者はアカウント登録が不要であることなど、初心者でも使いやすいものを選択すること。

4 委託期間

契約の日から令和3年3月14日(日)まで

5 契約上限額

1,196,690円(税込)(消費税及び地方消費税は10%として計算)

6 業務実施上の条件

(1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。

(2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託業者が必要な処理を行うものとする。

(3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。

(4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(7) 受託業者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

(8) 受託業者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

(9) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

(10) 三重県が受託業者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様

書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

7 納品する成果物

委託業務完了の日から起算して8日を経過した日までに、事業成果報告書（紙媒体及び電子媒体各1部）を提出して完了検査を受けること。なお、事業成果報告書には次の項目を含まなければならない。

- ・ 委託業務の実施内容
- ・ 実施結果及び成果の詳細
- ・ 課題と今後の展望